

令和7年第2回臨時会

むかわ町議会会議録

令和7年 8月6日 開会

令和7年 8月6日 閉会

むかわ町議会

令和7年第2回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (8月6日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長行政報告及び提出事件の大要説明	6
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
閉議及び閉会	29
署名議員	31

むかわ町告示第32号

令和7年第2回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年7月25日

むかわ町長 竹 中 喜 之

- 1 日 時 令和7年8月6日（水）午前10時
- 2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

議 案

- 議案第49号 工事請負契約の締結に関する件
- 議案第50号 工事請負契約の締結に関する件
- 議案第51号 動産の買入契約の締結に関する件
- 議案第52号 動産の買入契約の締結に関する件
- 議案第53号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

令和7年第2回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和7年8月6日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 議案第49号 工事請負契約の締結に関する件
- 第 6 議案第50号 工事請負契約の締結に関する件
- 第 7 議案第51号 動産の買入契約の締結に関する件
- 第 8 議案第52号 動産の買入契約の締結に関する件
- 第 9 議案第53号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（9名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 栗原健一議員 | 3番 | 古内みゆき議員 |
| 5番 | 東千吉議員 | 6番 | 佐藤守議員 |
| 7番 | 中島勲議員 | 9番 | 三上純一議員 |
| 11番 | 北村修議員 | 12番 | 津川篤議員 |
| 13番 | 野田省一議員 | | |

欠席議員（4名）

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 2番 | 伊藤恵美議員 | 4番 | 奥野恵美子議員 |
| 8番 | 大松紀美子議員 | 10番 | 小坂利政議員 |

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	吉田直司	会計管理者	今井巧
総務財政課長	佐々木義弘	総務財政課主幹	三上祐
総合政策課長	栃丸直士	総合政策課主幹	澤田健
DX推進室長	大塚治樹	福祉・子育て課	熊谷伸一
福祉・子育て課主幹	谷川功一	農林水産課長	東和博
経済建設課長	江後秀也	経済建設課参事	菊池功
国民健康保険穂別診療所事務長	横山貴仁	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課長	西幸宏	生涯学習課参事	高木龍一郎
生涯学習課主幹	菊池恵美	生涯学習課主幹	山木美幸
選挙管理委員会事務局長	佐々木義弘	農業委員会会長	藤田浩樹
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長	松本洋	主査	酒巻早苗
------	-----	----	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回むかわ町議会臨時会を開会いたします。

本日は、室温の上昇が予想されますので、上着の着用は自由とします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、三上純一議員、11番、北村修議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第152号のとおりですので、御了承を願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（野田省一君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。
竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに、令和7年第2回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆さんには御出席をいただき、ありがとうございます。

さて、提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告といたしまして、7月30日、午前8時30分頃にロシア極東カムチャツカ半島付近であった地震による津波についての対応、御報告を申し上げます。

地震発生から約1時間後の午前9時40分に気象庁から津波警報が出され、午前9時50分に災害対策本部を設置いたしました。

午前10時7分に洋光、若草、駒場、晴海、汐見の国道より海側の地区に避難指示を出しました。このとき既に放課後子どもセンターにいた児童は鷗川中央小学校2階へ、部活動中だった鷗川中学校の生徒は校舎2階へ、ひかり認定こども園園児は園舎2階へ、また鷗川慶寿苑入所者も苑舎2階へ避難を終えておりました。

午前10時35分に汐見において海面変動が確認、沿岸に津波が到達いたしました。

避難者は、緊急避難場所であります胆振東部消防組合鷗川支署の304人をはじめ、8か所の避難場所において最大値で663人となりました。

午後8時45分に津波警報は津波注意報に切り替わり、避難指示を解除し、避難者は帰宅いたしました。

今回の津波による死傷者や被害は報告されておらず、避難場所におきましても体調不良になった方などはおりませんでした。今回の一連の対応を検証し、より迅速で分かりやすい広報、住民周知、スムーズな避難、きめ細やかな避難所対応に努めてまいります。

以上、第2回臨時会に当たりましての行政報告といたします。

続いて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、議案5件でございます。

議案第49号、50号はいずれも工事請負契約の締結に関する件で、予定価格5,000万円以上の工事請負契約締結について議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号、52号は、いずれも動産の買入契約の締結に関する件で、予定価格2,000万円

以上の動産買入契約締結について議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業など、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長行政報告及び提出事件の概要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の概要説明を終わります。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第5、議案第49号 工事請負契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第49号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条に規定する予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であることから、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の1ページを併せてお開き願います。

工事の種類につきましては、四季の館温泉井掘削工事でございます。

8月1日執行の指名競争入札の結果、入札金額2億5,500万円、税込み金額2億8,050万円で、札幌市白石区菊水9条2丁目4番18号、アーストラストエンジニアリング株式会社に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

工事の内容といたしましては、令和7年度から令和8年度の2か年で施工する温泉掘削1,500メートルの工事及び設備工事を予定し、工期につきましては令和9年3月25日までとするものでございます。

なお、予定価格につきましては、税抜き2億5,699万円、税込み2億8,268万9,000円で、落札率は99.23%となりまして、8月4日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第49号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） この温泉掘削の件ですけれども、7年度で600メートル、8年度で900メートル、トータルで1,500になりますね。これは新たに、今使っている掘削とは別に、新たに掘削するというのでしょうか。

それともう一つは、以前にもちよっと触れたんですけれども、今使っている掘削温泉の岩盤1つ切り抜くと、いわゆる温かいお湯が出るという情報も入っていましたけれども、それについては、今回これは関係ないのでしょうか。

取りあえず、この2点だけお尋ねします。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の温泉掘削工事、新たに1,500メートル掘るという形となります。既存の温泉井でございますが、温泉井の中の水質の悪化という形でございますので、新たな場所というところで掘るという計画をしております。

また、温泉の掘削の深度という形におきましては、これまでの1,500メートルというところの、そもそも同じような形、1号井と同じ形というところを考えておきまして、それより先の岩盤というところの情報というところは、私たちはちょっと押さえていないところはございます。同じ効果を期待する形で、新たな温泉の井戸を掘るという形で今回は進めております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） 分かりました。

それで、それでは今使っている掘削は廃棄というのかな、もう全部埋めちゃう、管に何かを詰めて、もう一切使わないということですか。

それともう一つは、新たに掘った掘削の、それを調整するいわゆる温泉を温かくする施設、裏側にある、あれは従来どおり使うのでしょうか。取りあえず、それだけであります。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、1号井、今の温泉の井戸でございます。今の温泉の井戸におきましては、今後何かあったときのバックアップ用というところで、そのまま存置している形でございます。

今回の温泉の設備の範囲でございますが、四季の館の横に機械室がありまして、そこでボイラーで温めているというところなんです、その手前までの設備ということでございまして、温泉水を吸い上げて、ガスが入っていますので、ガスの分離という形の施設は必要となります。今、四季の館のホテルの横のところに大きな建物で、あれがガスの分離施設なんです、温泉の掘る場所が変わりますので、ガスの分離施設は新たに造るという形で、今のガス分離施設は使わないで、もう廃止するというところでございますので、機械室の手前までの温泉の設備、ガスの分離施設及び温泉のポンプ、これは新しいものに更新するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） そうしますと、今使っている施設、取りあえず今、駐車場のすぐ横に建物ありますね。あれはこの工事ができたときは全部撤去するという事で、別に今の1,500メートルの家屋というんですか、設備を別に建てるといことですか。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） 今のガス分離の施設等でございますか、その撤去までは今回の工事には入っておりません。

今後、復興拠点等で四季の館を改修するといったときの計画のときに支障であるというところでいきますと、そこで撤去が発生するという形でございますので、今回の工事の中ではそのまま存置という形で考えております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） この入札に関わって、幾つかお尋ねします。

1つは、予定価格が2億5,600万何がしという形なんだけれども、入札されたのが2億5,500万、これは予定価格内なんです、これ見ると、予定価格内で来たのはこの1社だけ

なんですよね。あとはみんな予定価格を超えているという、あまり見られない現象なんだけれども、こういうことになれば、いろいろな憶測が生まれたりするんですが、そこら辺で、今回の入札に当たって、どのような対応をされておったのかということをお伺いしたいというのが1点目であります。

その中で、この1社だけが予定価格を下回ったということになって、あとの数社が超えているわけですよね。そうすると、もう一つ考えられるのは、これで本当に大丈夫なのか、この事業がちゃんと推進されるんだろうかという不安がついて回るんですけれども、その辺の判断というのはどうなされたのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

それと3点目ですが、予定価格が2億5,600万何がして、当初、同じ1号と言われている現在の温泉を掘るのがやっぱり1,500メートルでした。あれから数十年たっていますから、こういう価格になるんだろうと思うんですけれども、当時は1億以内でございました。そういう点から見れば、相当大きく跳ね上がっているわけなんだけれども、そこら辺で、物価高騰等々ありますから、これは当然かと思うんですけれども、それにしても2倍以上というのもすごいなという思いをしているんですが、1号をやったときと大分違いもあるのかなと思うんですけれども、その辺のところを含めてお伺いしておきたい。

以上です。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

予定価格の算出におきましては、私たちが使っています標準的な歩掛かり資料、または道で公表している単価、あと一般的に出版物で出している単価、またその単価でないものは見積りという形で、土木工事と同じような形で積算をしているところでございます。

今回の結果におきまして、1社だけが予定価格を下回って落札した、ほかが予定価格を上回っているという現象でございますが、これは工事におきましては、こういうことはあり得る状況かと思えます。

また、この業者におきまして、井戸を掘る工事ができるところの業者を、実績もあるというところで、指名として選定してきているところでございます。

過去におきましては、1号井を掘ったときには上山さんが掘っているというところもありますし、ほかのところでも数々の温泉井を掘ってきているという業者を指名してきておりますので、その中ではどこで落としても確実な工事の履行は見込まれるところではあるというところを考えてきているところでございますので、今回の工事落札におきまして、ここにおき

ましても予定価格を下回ったのは落札業者1社でございますが、確実な工事の履行はできるものというところで考えております。

また、次の1号井との違いはというところでございます。

平成の時代に1号井を掘ってきておりまして、その後ちょっと改良等もしてきているところでございます。今回、大きく変わっているところが、温泉を大きな筒で掘るんですが、周りから水が入ってこないという形で、鉄管でその中にガードをするような形で入れていくんです。これまでの1号井は、それが鉄で行っているんですが、より長くもたせようということでステンレスを使ってきております。ただ、ステンレスの値段がもう近年、すごい値段がちょっと高騰してきているため、1号井との、当時の物価との差もあるんですが、工事費という形はかなり物価高騰の影響を受けて高いものというところにはなっております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 分かりましたけれども、これ5社のうち1社だけというのは、こういうことがあるということは私も分かります。

ただ、いろいろお話しされる1つには、この業者はそれなりにしっかりしたものというふうに受け止めますけれども、これが仮に、今、落札した事業者がやっぱり同じように価格を超えている場合にはやり直しという形なり、あるいは予定価格の検討になりという形になるうかと思うんですね。やっぱりそういうところに近い形になっているというのは、1つ不安視あるのと、そういうことの中で、本当にこれで安心・安全な工事ができていけるのかなという感じを持つものですから、お尋ねをしているんです。

そういう点で、先ほどお話しされたように、今度は、1号の場合には途中で管の中に漏れが出てということで、途中でやり直しの工事やったりしましたよね。そういうことがないよという形でステンレスでという形になっているんだなと思うんですけども、そういう解釈でよろしいのか。改めて、そこら辺の工法等について大丈夫なのかということをもう一回お伺いしておきたいと思えます。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） 工法についての御質問にお答えしたいかと思えます。

1号井がこれまで途中で改良してきたというところはございます。そこでこういう現象が起きる、またそういうところを見越した中で、改良した中での設計というところを組んだ形

でございます。

また、時代によりましての物という、ポンプ等もちょっと物もよくなってきているというところで、そういうところの技術を活用しながら今回の設計に反映しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 1点だけお伺いをしたいと思います。

今回の契約については、以前から原課のほうから2年越しの事業で2億数千万かかるという説明は事前を受けておりましたので、この件に関しては私は特に意見はないんですけども、1つお伺いしたいことは、今の説明の中では、ガスの分離施設云々という説明したんですけども、当初、四季の館ができたときに、通路にガス灯がついて非常に幻想的な、そういう雰囲気があったんですけども、途中からいろんな事情でガス灯がついていないという状況なんですけれども、今回、新しくそういった掘削事業をすることによって、今、説明あったとおり、ガスの分離施設等の施設を造ることになると、そのガスの有効利用というのが、今回ガス灯ということで利用できないものか、その辺の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

温泉を掘りまして、ガスが出てくる形なんですけど、今回のガスの分離施設はある形ではありますが、そのガスをまた有効利用としますと、数々のちょっと規制がございまして、非常にそこで手続等が発生してきて、かなりハードルが高いというところでございますので、ガスのところは分離しまして、その後の有効利用は今回の計画では考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） それじゃ、今まで一番最初にガス灯がついていたんですけども、どういう原因で途中からできなくなったのか。今の説明のあった非常に手続が云々、何かそういう制約ができてきたのか。それで今回、ガスを分離しますよね。そうすると、その分離したガスの処理というのはどういう形で処理されていくのか。私は幻想的なガス灯が復活でき

れば、非常にいい雰囲気四季の館になるなというふうに思ったものですから。ちょっとその辺で、過去のガス灯がなくなったその辺の理由と、処理についてちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） まず、ガスの有効利用の関係でございます。

ガス灯をやめていたというところでございますが、このガスを使うというところで、先ほど手続というところのお話もあったんですが、権利も発生している形でございますので、その権利を町としては持っていない形でございますので、それ以降、ガスを使うことができないというところの現象が発生したところでございますので、ガス灯を使うことができないというところで止めてしまったという事実でございます。

次に、ガスの処理の方法でございます。

今のガス分離施設におきましても、ガス灯に回す経路もあるんですが、大気中に処理して放出しているというところの施設でございますので、新しいガスの分離施設も同じような形でございますので、処理して大気中に放出するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 何回もすみません。

話は分かりました。

それで、ガスの権利がなくて、前回も途中で止めて、今回もいろんな関係で難しくくてできないという、そういう話なんですけれども、その権利というのは、掘ったお湯については権利があっても、そこから発生するガスは権利がないという、その権利の意味がちょっと分からないんです。ちょっと説明してもらえますか。すみません、何回も。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

地下に存在します鉱物資源というものについては、鉱物権という権利が発生するというこ
とで、むかわ町のほとんどの地下にある天然ガス等々の鉱物権というのは、鉱物権の設定が
されているということで、大きな石油会社が苫小牧にありますけれども、そういったところ
が所有しているというようなことをごさいますので、その権利が設定されているがために利用
ができないということをごさいますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第49号 工事請負契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第6、議案第50号 工事請負契約の締結に関する件を議題といた
します。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第50号 工事請負契約の締結に関する件につきまして
御説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

本件は、議案書下段の説明に記載しております当該条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の3ページを併せてお開き願います。

工事の種類につきましては、花岡地区排水路整備工事でございます。

8月1日執行の指名競争入札の結果、入札金額7,480万円、税込み金額8,228万円で、むかわ町福住3丁目192番地、相互建設株式会社に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

工事の内容といたしましては、延長352メートルの大型排水路整備工を予定し、工期につきましては、令和8年3月19日までとするものでございます。

なお、予定価格につきましては、税抜き7,541万円、税込み8,295万1,000円で、落札率は99.19%となりまして、8月4日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第50号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） この工事に関しまして、従来までは自然のままだったんでしょうか。

それともう一つは、実際にどこの場所なのか、具体的に花岡のどの辺なのかを教えてください。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

花岡川におきましては、コンクリートによる護岸はなされた施設でございまして、今回、整備に当たりまして、改めて水の計算をした中で、大型の排水路を入れるという工事でございます。

場所は、花岡の通称パイロット道路の下のほうと云えばいいんでしょうか。田口さんの上っていく坂の下のところと云えばいいんでしょうか、そこが花岡川でございます。

以上でございます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第50号 工事請負契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第7、議案第51号 動産の買入契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第51号 動産の買入契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上の動産の買入契約であることから、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の5ページを併せてお開き願います。

買入動産の概要につきましては、国民健康保険穂別診療所における電子カルテシステム購入でございます。

8月1日執行の指名競争入札の結果、入札金額2,970万円、税込み金額3,267万円で、札幌市中央区南1条東3丁目10番13号、株式会社アイパスに落札決定となりましたことから、当

該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

なお、予定価格につきましては、税抜き3,190万8,600円、税込み3,509万9,460円で、落札率は93.08%となりまして、8月4日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第51号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、古内議員。

○3番（古内みゆき君） 2点ほど伺います。

この電子カルテはクラウド型なのかオンプレミスなのかというところと、あとは年間のアップデートですとか維持費がかかると思うんですけども、導入した後のランニングコストというのはどれぐらいかかるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 横山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（横山貴仁君） まず、この電子カルテはクラウド型でございます。

あと、導入後の保守点検のほうなんですけれども、年間で約850万円を予定しております。以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第51号 動産の買入契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第8、議案第52号 動産の買入契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第52号 動産の買入契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

本件は、議案書下段の説明に記載しております当該条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の7ページをお開き願います。

買入動産の概要につきましては、国民健康保険穂別診療所における全身用エックス線CT診断装置購入でございます。

8月1日執行の指名競争入札の結果、入札金額1,979万円、税込み金額2,176万9,000円で、苫小牧市日新町1丁目6番19号、株式会社常光苫小牧営業所に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

なお、予定価格につきましては、税抜き1,980万円、税込み2,178万円で、落札率は99.95%となりまして、8月4日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第52号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 幾つかお尋ねします。

1つは、今回は予定価格を超えた形の契約という形になったんだけど、そこら辺の経過を含めてお願いをしたいなというふうに思います。どうしてこういう形になったのかとい

うのが1つです。

それから、2点目は……

〔「予定価格を超えていないから」と言う人あり〕

○11番（北村 修君） 超えていないか。

〔「質問を整理して」と言う人あり〕

○11番（北村 修君） 2,200万でしょう。

こっちがそうか、ごめん、間違えました。

もう一つは、これを入れることによって、それを扱う技師といますか、医療関係者が必要だというふうに思うんですけども、これは現状の中で対応できるのか。それとも新たにそういう人を確保しなきゃならないという状況になっているのかどうかということをお尋ねしたいというふうに思っています。

あわせて、いつ頃これを入れていくのかということをお伺いしたいというのと、これを入れることによって、診療所としてどれぐらい診療拡大といますか、そういうものが見通せるというふうになっておるのか。そこら辺も含めてまずお伺いしておきたい。

最初の予定価格を超えたというのは、私、最後を見たので、大変失礼しました。これはよろしいです。

○議長（野田省一君） 横山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（横山貴仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回、CTの更新ということで、現在もCT入っております、その更新となっておりますが、取り扱うのは常勤でありますレントゲン技師がこの操作を行います。これからも行っていくところでございます。

続いて、入れることによっての診療の拡大の部分なんですけれども、まずうちの診療所の役割として僻地の診療所というところで、まず総合診療の部分で患者さんが受診して、初期の診断というのを下すという役割がございます。その中で、CTというものは全体の部分を細かく体の中を診断するという役割がございますので、穂別診療所で治療できるものは治療して、専門医のほうに送らないといけないという場合は、二次医療機関に送っていくという、そういったCTの役割がございます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 大いに活用されて利便性を高めていただいて、住民の皆さんに喜ばれる方向になってほしいなというふうに思いながら、これを今回、前段の電子カルテ等と合わせて相当大きな予算という形になるんですけども、ここら辺、そういう事業収入等々の関係で見て、どういうふうに診療所の運営と併せて考えておられるのか。これはこれで、町立の診療所ということで、これはもう一般会計なりにぞっこんおんぶするしかないという形で、利便性だけを優先するという形になっているのか。そこら辺、経営との側面でどういうふうに現場としては考えておられるのか、伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 横山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（横山貴仁君） C Tを入れた部分での経費的な側面ということに対してですが、まずC T 1件やるごとに500点の点数が診療報酬としてあります。500点ですから5,000円ですね。昨年、令和6年度の件数の実績ですが、年間で約500件ということで、年間で250万円の収入が見込めるというところです。ただ、先ほどの保守点検の部分が約150万円ありますので、差引きで診療所の収入としては100万円というところで、費用対効果の部分で、今回、購入した部分が2,100万ということですので、約22年ぐらい、元を取るといいますか、そういった部分ではかかるんですけども、ただ先ほど申しあげました僻地診療所の役割というところでは、この機器というのは重要というところがございますので、御理解いただけたらなと思います。

ちなみに、今、使っているC Tは平成19年に導入したもので、約18年使ったところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第52号 動産の買入契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第9、議案第53号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第53号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は9ページをお開き願います。

本補正につきましては、町長施政方針執行方針に基づく政策的な事業及び国の総合経済対策に係る物価高騰対応に伴う重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業、そのほか各種事務事業の推進に必要な経費を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額に5,916万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ109億5,396万9,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書10ページの第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書4ページの歳出から御説明申し上げます。

なお、追加する歳出の各事務事業に伴い、特定財源として歳入の追加があるものにつきましては、歳入も併せて御説明いたしますので、説明資料が行き来しますことを御了承くださいますようお願い申し上げます。

2款1項6目、225番－1、地域情報施設管理運営事務（本庁）の1,001万1,000円の追加につきましては、住民要望による北電柱の移設に伴う光通信ケーブル修理及びインターネット開設申込みに伴うNTT柱へのケーブル敷設など設備修繕対応経費の増加により、執行残額が減少していることから、今後の発生時に対応するため追加するものでございます。

9目267番、官民連携推進事業の110万円につきましては、企業版ふるさと納税業務支援サービス利用料として営業リストや事業紹介パンフレット、寄附意向のある企業との取次ぎなど企業版ふるさと納税の促進を図るため追加するものでございます。

なお、利用料に係る経費負担につきましては、完全成果報酬型であり、企業側において当該サービスを介し本庁への寄附の申出があった際には、寄附金額の20%が利用料として発生するため、あらかじめ必要な経費を措置するものでございます。

9目293番、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業の3,547万5,000円の追加につきましては、別に配付しております議案説明資料9ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業の概要により御説明申し上げます。

本補正は、資料上段の経過に記載のとおり、国の総合経済対策に係る当該交付金の追加計上、また併せて調整給付金支給額に係る不足額給付の実施に伴い、資料中段の歳入に記載しております①給付金・定額減税一体支援枠分及び②推奨事業メニュー分に係る事業経費を追加するものでございます。

①の給付金・定額減税一体支援枠分につきましては、当初調整給付の支給額に不足が生じた方への給付金の支給として、令和6年分の所得税及び定額減税に係る実績額が確定した後に、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との差額が生じた方に対し、個別に給付要件を確認し、給付金を支給。

②の推奨事業メニュー分につきましては、エネルギー・食料品価格等に係る物価高騰の影響に伴う支援事業として経費を追加。

本補正に伴う当該交付金活用事業の概要につきましては、資料下段からの歳出に記載のとおりでございます。初めに①給付金・定額減税一体支援枠分の1事業につきましては、物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付金）として、物価高が続く中、当初調整給付の支給額に不足が生じた方等へ、生活・暮らしの支援を行うため、給付金を支給するもので、不足額給付対象者数は965人を予定し、給付金経費及び給付事務に係る事務経費として2,785万5,000円を追加し、本年9月より順次給付を進めていくこととしてございます。

続きまして、議案説明資料10ページにお進みいただきまして、②推奨事業メニュー分の2事業につきましては、1点目の物価高騰による給食費支援事業として、学校給食に係る材料賄い費の高騰分を町が負担することにより、子育て世帯への支援を行う経費として442万円を追加。

次に、2点目の物価高騰による鶴川高等学校生徒寮「鶴川三気塾運営」支援事業として、

賄い材料費及び燃料費に係る価格高騰への影響に対し、当該生徒寮の安定した事業運営の継続支援を行う経費として320万円を追加するものでございます。

予算説明書にお戻りいただき、予算説明書4ページ下段から5ページ上段にかけて、先ほど御説明申し上げました事業経費を追加し、予算説明書3ページには、本補正に係る財源として、歳入、14款2項1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,471万5,000円を追加するものでございます。

予算説明書5ページにお戻りいただき、14目410番、四季の館管理運営事務の1,257万4,000円の追加につきましては、今年度も緊急的に対応が必要となる修繕が多数発生しており、執行残額が減少していることから、今後の発生時に対応するため追加するものでございます。

続きまして、歳出予算の財源で、説明申し上げていない歳入を御説明いたします。

予算説明書3ページ中段、18款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、政策的事業に係る財源として186万円を追加するものでございます。

同じく3ページ下段の19款1項1目前年度繰越金につきましては、本補正予算に係る歳入歳出の財源調整として2,258万5,000円を追加するものでございます。

以上で議案第53号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑されるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑を願います。

まず、議案第53号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書、別冊事項別明細書の1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 物価高騰支援金の内容について、少しお伺いをしておきたいというふうに思います。

今回は、個人向けの給付金、対象者900云々と、それから学校給食ということにもなっているわけですが、まず最初に、学校給食との関連でお伺いします。

これでいくと、この方式でるる書いてあるんですが、これは最後に、小中学校児童生徒の保護者というふうな書き方になっているんですけども、これはどういう仕組みでやろうとするのか。今、実際に給食費を払って無料になっているのと、有料になっているのがあって、

払っている方々のほうでこういう形で保護者のほうに支給するということを言っているのかどうか。その辺の仕組みについてどんな内容になっているのかということを知っておきたいというのが1つです。

それから、物価高騰給付金の関連で、これが一番最初になるかと思ったんですけども、まず9月の順次給付ということになっているんですけども、どうしてこれだけ遅れていくのかということをもっと最初に知っておきたい。いろいろこれまでもやっていて、発送するのに相当手間暇かけて、人もかけてやっておられるというのは知っているんですけども、これらについてはもっと早い処理が必要ではなかったのかというふうに思うんですが、それがまず1点です。

それから、この中で1と2つあって、前回やっていた中での不足した分だとか、それから前の実績云々というのがあります。これは具体的にどういうことを言っているのか。これではなかなか町民の皆さん分かりづらいというふうになるだろうと思うんです。そこらを含めてお伺いをしておきたい。また、それが例えば実績の分で何人なのか。この965人の内訳が出ると思うんですけども、それらを含めてお伺いをしておきたい。

○議長（野田省一君） 谷川福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

まず、9月支給ということなんですけれども、税の情報が確定したのが6月中旬、そして税情報を取り込むシステム改修があるんですけども、そちらのほうの改修が7月1日改修になりまして、操作説明が7月14日ということで、税情報を取り込みまして、国にある算定ツールというものを御用いまして対象者を抽出する作業がありまして、そちらで対象者を確定するのに時間を要したため、今回、9月の支給という流れになってございます。

あと、制度の概要についてなんですけれども、大変複雑な制度になっておりまして、まず令和6年度に納税者及び同一生計者、配偶者または扶養親族1人につきまして、令和6年度の所得税推計から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円の定額減税というのが行われております。その定額減税から実施に伴いまして、定額減税し切れない方、見込まれる方には、令和5年度分の所得や扶養状況から推計所得を算定し、それを用いて定額減税し切れないと見込まれる額を調整給付として令和6年度に支給しております。その支給の金額、今回の不足額給付に関しましては、令和6年度分の所得税及び定額減税の実績等が確定した後、本来支給すべき額が調整給付額を上回った方に対して支給するという制度になっております。

説明は以上です。

○議長（野田省一君） 西生涯学習課長。

○生涯学習課長（西 幸宏君） 私のほうから給食費に係るところにつきまして御説明をしたいと思います。

今回の補正に関しましては、実際、給食費はこれまでもかなり食材等が高騰しているというところでごさいます、実際、その部分を保護者等に負担を求めるということではなく、価格高騰分を町が負担をするということでの、そういった形の今回は補正というふうになってございますので、御理解いただければなと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今、説明をされたところ、そこをもうちょっと具体的に明らかにしてほしいんです。例えば、令和6年度定額給付やって、何人で、そこから漏れた人が何人いて、それがこの九百何十人の中にどれだけ含まれているよとか、そういうことをきちんと明確にしてほしいというふうに思うんです。話だけ聞いているとややこしくてという感じにもなるけれども、やっぱり具体的にすることによって分かりやすくなるだろうというふうに私は思うので、そこのところを改めてお伺いしておきたい。簡単に言えば、対象者数956人とやっているけれども、その内訳はどんななんだということですよ。

それから、給食費の問題で私がお伺いしたのは、賄い材料費が高騰しているというのは、それはもうそのとおりで分かっているんだけど、この中に例えば、小中学校児童生徒の保護者というのが対象というようなことになっているでしょう。だからこれはどういうことを意味するのかということなんですよ。今回の場合、給食事業をやっているところに給食費の賄い材料費の高騰分としてどんとやるのか、そういう方式でやるのか。私はここの書き方を見ると、そうではないなというふうに思うんです。個々の対象になるんだろうなというふうに思うんです。だとすれば、それは内訳はどうなんだということを改めて伺います。

○議長（野田省一君） 谷川福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君） ただいまの質問にお答えします。

当初の調整給付対象者に関しましては1,290名おりました。推計で出した方に関しては1,290で、その中から定額減税し切れなかった方と税情報と国の算定ツールを用いて出した数が865名。この中には6年度非課税だったけれども、課税になったため定額減税が発生するとか、逆に課税だったけれども、非課税になって引き切れるお金がなくなって、本来、対

象でなかった方が新たに対象になった方、また未申告の方とか町外からの転入者とかが含まれております。

また、不足額給付2というものがあまして、そちらのほうの支給条件が令和6年度分の所得税、令和6年度分の住民税所得割がともに非課税の方で扶養親族の対象外、青色事業従事者とか事業従事者の親類の方とか、合計所得48万以下の方、また低所得者世帯向けの給付金の対象になっていない方、いろいろ条件があまして、こちらの対象になっていない方が約100名ほどおられまして、合わせて965名という数字を出しております。

以上です。

○議長（野田省一君） 西生涯学習課長。

○生涯学習課長（西 幸宏君） ただいまの御質問でございますが、給食費に関しまして、こちらに関しては値上げ等をせずに、給食費はそのまま据え置いた形で、要は価格高騰分を町が負担をするというようなものでございます。

保護者に対してまして何か給付をするというような、そういった趣旨のものではございませんので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑は。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 給食の関係なんだけれども、それなら物価高騰による給食費支援事業1、2、3、4とあるなんだけれども、4つ目に小中学校児童生徒の保護者というふうになっているなんだけれども、こういう書き方はしないほうがいいんじゃないかと思うなんだけれども、これはなぜこういう書き方をしたのかということをお聞きしているんです。これだと、保護者の皆さんの世帯に給付するよという形に、結果として負担をしないことになるわけだから保護者にいくという、回ればそういうことになるなんだけれども、これじゃ、まどろっこしいし、基本的に間違いじゃないかというふうに思うなんだけれども、そこら辺のところをもう一度というか、ちゃんと、いやいや間違いなら間違いとしてくれればいいし、はっきりしてもらいたいというのが、まず学校給食の関連であります。

それから、一般の方々への物価高騰支援という形の中で、じゃこれで所得が低い方で、6年度分には乗っからなかったということなんだけれども、そういう方々で今回、新たに支給対象になるというのは何人なのかということをお聞きしたいと思います。それは、九百六十何人にはならないと思うんですね。その中の何ぼかという話になるんだろうと思うんですけれども、そういう新たに対象になるというのを明らかにしてもらいたいと、それが1

つ。

それから、こういう御時世だから、今また米もまた値上がりしているんだよね、何だかかんだしても。国が言っているのは違うんじゃないかというくらいになってきている。だから、本当に一刻も早く出すのが大事だと思うんだけど、事務方がいろいろなことはあるだろうけれども、これ9月よりももっと前倒ししてというふうにはならないんでしょうか、改めて伺います。

○議長（野田省一君） 谷川福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君） ただいまの質問にお答えします。

令和7年度、非課税になった方で対象になった方は71名います。

以上です。

〔「早く支給」と言う人あり〕

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君） すみません。

なるべく早く支給したいと考えてございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（野田省一君） 西生涯学習課長。

○生涯学習課長（西 幸宏君） この事業概要説明の部分でございますが、直接というところではないのかもしれませんが、受益者としては、今回、各小中学校の児童生徒の保護者ということになりますので、こういった表記をしているというところでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） 補正予算説明書の5ページですけれども、四季の館の管理運営費、これ補正として1,257万4,000円計上しているんですけれども、今、これから四季の館については大きく運営についても施設についても検討しているという動きの中で、金額的にはそう大きくはないと思えますけれども、その辺の、これからやろうとしている改修と、今回の1,200万をかけて改修しようとする関連性、それから具体的にどこをどういうふうに改善しようとしてこの金額を計上しているのか伺います。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 私のほうからお答えしたいと思います。

今回の四季の館の修繕費の補正でございますが、四季の館の管理運営事務におきましては、当初予算で町が負担する緊急修繕の費用を500万予算措置しているところでございますが、今年度におきましては、ここまで数か所の修繕、具体的に申しますと、大浴場のトイレのド

アとか、物産館のエアコン、あと自転車置場の屋根等の修繕に費用を要しているところがございます。当初予算で措置した500万円につきまして残額が不足している部分がございます。まだ8月でございますので、今後、今年度8か月分の費用としまして、当初予算で措置した500万円のうち、8か月相当分をまず増額するものでございます。

あわせて、現在、施設館内を稼働するために、ボイラー3基で運転しているところがございますが、そのうち1基が稼働率の高さから今後、使用できない状況となっております。このボイラー3基につきましては、通常期であれば、夏場であれば1基の稼働で運営はできるんですが、秋、春になりますと2基の稼働、冬場になりますと3基の稼働が必要となることから、現在使えない1基を冬季に間に合わせるように修繕するために今回、補正計上させていただきますところがございます。

費用の内訳につきましては、ボイラーの修繕に係る費用につきまして約900万円、残額につきましては、今後8か月の運営期間内に発生した緊急修繕に対応する費用として計上させていただきますいております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） ちょっと1点だけお伺いします。

今の説明を聞いてなかなか分からないこともあるんですけども、293-00、物価高騰の関係で、低所得者向け給付の該当しなかった方というふうに載っているんですけども、具体的にちょっとお聞きしたいのは、例えば昨年10月に病気でもって収入がなくなると、だけれども令和7年の3月の税務申告では、1年近い収入がありますから税務申告しますよね。そうすると、低所得者にはならないですけども、年明けからずっと収入がなくて、年金で暮らしている方、それは今回、そういった漏れの対象に入るという判断でよろしいんでしょうか。ちょっと、私の知り合いにもちょっと何人かそう方いるものですから、この数の中にちょっと入っているのかなと思って、ちょっと個人的な確認で申し訳ないんですが、そういう考えでよろしいんでしょうか。

○議長（野田省一君） 谷川福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君） 今回の給付金に関しましては、家計急変、先ほど言ったような状況で、年度途中で状況が変わった方とか、そういった方に関しての対応するような制度とはなってございませんので、令和7年度の税情報をもって確定しているということで、個別の事案に関しては判断されないものと認識しております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり 9 ページから10ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正の全般について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第53号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回むかわ町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時21分